

議案第44号

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成22年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以内」を「以内（当該施設の敷地の面積の2分の1以上の部分が都市計画法第8条第1項第1号の商業地域（当該地域に関する都市計画に定められた容積率が10分の50以上である地域に限る。）その他土地の利用の程度がこれに類するものとして市長が認める地域内となるときは、おおむね250メートル以内）」に改め、同条第2項中「10分の1」を「20分の1」に改める。

第8条第2項中「10分の1」を「20分の1」に改める。

第10条第1項中「第15条」を「第17条」に改める。

第19条を第21条とする。

第18条第2項第1号及び第2号中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1項中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

（自転車駐車場の設置の特例）

第14条 第4条から第7条までの規定により当該施設について自転車駐車場の設置に係る義務の存する施設（当該義務に基づき自転車駐車場が設置されている施設を含む。）で2以上のものに係る当該義務を負う者（当該義務に基づき自転車駐車場を設置しているものを含む。）は、市規則で定めるところにより、当該2以上の施設を1の施設とみなして、この条例の規定を適用して支障がない旨の市長の認定を申請することができる。

2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、その申請に係る2以上の施設が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときでなければ、その認

定をしてはならない。

- (1) 当該2以上の施設の主要な出入口が1の道路のうち道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定により自転車の通行が禁止されている部分（連続する区域の部分に限り、日を限定して通行が禁止されているものを除く。）その他これに類するものとして市長が当該2以上の施設相互間の移動が当該1の道路を徒歩で通行することによりおおむね行われると認める道路の部分に接する場合
 - (2) 当該2以上の施設が、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第6条及び第7条の規定による商店街振興組合の地区その他これに類するものとして市長が認める地区内にあり、かつ、その主要な出入口が当該地区内の道路に接する場合
- 3 第1項の認定を受けた2以上の施設については、当該2以上の施設を1の施設とみなして第4条から第7条まで、第9条、第11条、第12条、前条、第17条並びに第20条第3項及び第4項の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設で施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設	第14条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る施設（以下「認定施設」という。）
	ため、	ため、当該認定施設（この条例の施行の日から起算して6月を経過した日（この

		条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。）前に着工された新築、増築又は改築の工事により設置された部分（以下「不適用部分」という。）を除く。）の別表第1（あ）欄に掲げる用途に応じて
	新築しようとする施設	当該認定施設のいずれかの施設（以下「当該いずれかの施設」という。）
	その敷地内又は当該施設	当該いずれかの施設の敷地内又は当該いずれかの施設
	（当該施設	（当該認定施設のすべての施設
第4条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
第5条	施設（以下「混合用途施設」という。）の新築（次条第3項に規定する場合を除く。）については	認定施設（以下「混合用途認定施設」という。）については、第14条第3項の規定により読み替えられた次条第3項の場合を除き
	前条	第14条第3項の規定により

		読み替えられた前条
	当該混合用途施設	当該混合用途認定施設
第6条第1項	施設面積が	施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が
	施設の新築（次項及び第3項に規定する場合を除く。）については	認定施設については、第14条第3項の規定により読み替えられた次項及び第3項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第6条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
	施設の	認定施設の
	ものの新築（次項に規定する場合を除く。）については	ものについては、第14条第3項の規定により読み替えられた次項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
第6条第3項	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
	混合用途施設	混合用途認定施設
	施設の新築	もの
	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
	当該施設	当該混合用途認定施設

	第4条	第14条第3項の規定により 読み替えられた第4条
第7条	別表第1（あ）欄に掲げる 用途に供する施設	認定施設
	施設（この条例の施行の日 から起算して6月を経過し た日（この条例の施行の日 以後新たに指定区域となっ た区域内にあっては、指定 区域となった日から起算し て6月を経過した日。以下 「適用日」という。）前に 着工された新築又は増築等 の工事により設置された部 分（以下「不適用部分」と いう。）	認定施設（不適用部分
	第4条	第14条第3項の規定により 読み替えられた第4条
	前2条	第14条第3項の規定により 読み替えられた前2条
	当該施設	当該認定施設
第9条	施設	認定施設
	第4条から前条までの規定 （以下「附置義務規定」と いう。）	第14条第3項の規定により 読み替えられた第4条から 第7条までの規定
第11条並びに第12条第 1項及び第2項	附置義務規定	第14条第3項の規定により 読み替えられた第4条から

		第7条までの規定
第12条第3項	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
第13条各号列記以外の部分	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第13条第1号	氏名)	氏名) 並びに自転車駐車を設置しようとする者が複数である場合におけるこれらの者の代表者の氏名(法人が代表者となる場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
第13条第3号	新築又は増築等をしようとする施設	認定施設
第13条第6号	前各号	第2号、第4号及び前号並びに第14条第3項の規定により読み替えられた第1号及び第3号
第17条	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第20条第3項	第13条第1項	第14条第3項の規定により読み替えられた第13条第1項
第20条第4項	前3項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項

(認定の取消し)

第15条 市長は、次に掲げる場合には、前条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の認定を受けた者が、同条第3項の規定により読み替えて適用される第4条、第7条、第12条又は第17条の規定に違反したとき
 - (2) 前条第1項の認定を受けた者のいずれかから認定の取消しの申出があったとき
- 2 市長は、前条第1項の認定を受けた施設が滅失その他の事情により同項の要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消すものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

別表第1備考第1項中「第2条第1項第7号又は第8号」を「第2条第1項第4号又は第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考第1項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

施設を新築する場合等の自転車駐車場の設置の要件を改めるとともに、自転車駐車場の設置の特例等を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例 (抄)

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表第1 (あ) 欄に掲げる用途に供する施設で施設面積 (市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。) が同表 (い) 欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設を利用する者 (以下「利用者」という。) による自転車等の駐車のために供するため、同表 (う) 欄に定めるところにより算定した台数 (以下「必要台数」という。) 以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車場 (一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。以下同じ。) を、新築しようとする施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内 (当該施設の敷地の面積の2分の1以上の部分が都市計画法第8条第1項第1号の商業地域 (当該地域に関する都市計画に定められた容積率が10分の50以上である地域に限る。) その他土地の利用の程度がこれに類するものとして市長が認める地域内となるときは、おおむね250メートル以内) である場所に設置しなければならない。

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に必要台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち必要台数に $\frac{10}{20}$ を乗じて得た台数 (その台数に1未満の端数があるときは

は、これを切り上げる。) 以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

(共同住宅における自転車駐車場の設置)

第8条 省 略

2 前項の規定による自転車駐車場は、同時に前項の規定により算定した台数の自転車等を駐車したときに、当該自転車等の台数のうち当該台数に $\frac{10}{20}$ を乗じて得た台数 (その台数に1

未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 以上を原動機付自転車の台数とすることができるように設置しなければならない。

3 省 略

(小規模共同住宅の所有者等の責務)

第10条 指定区域内において、別表第3 (あ) 欄に掲げる用途に供する施設であって同表 (い) 欄に掲げる規模に満たない規模のものを新築しようとする者又は当該施設の増築等をしようとする者で第8条第3項の規定の適用を受けないものは、居住者による自転車等の駐車のために供

するため、当該新築又は当該増築等の工事の完了後の施設の同表（あ）欄に掲げる用途に応じて同表（う）欄に定めるところにより算定した台数（その台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の自転車等を同時に駐車することができる規模の自転車駐車を、第8条第1項及び第2項の基準に適合して設置するよう努めなければならない。この場合において、これらの者は、当該自転車駐車を第12条に規定する構造及び設備の基準に適合させるとともに、第15条の基準に従い当該自転車駐車を管理するよう努めなければならない。

第17条

2 - 5 省 略

（自転車駐車の設置の届出）

第13条 省 略

（自転車駐車の設置の特例）

第14条 第4条から第7条までの規定により当該施設について自転車駐車の設置に係る義務の存する施設（当該義務に基づき自転車駐車が設置されている施設を含む。）で2以上のものに係る当該義務を負う者（当該義務に基づき自転車駐車を設置しているものを含む。）は、市規則で定めるところにより、当該2以上の施設を1の施設とみなして、この条例の規定を適用して支障がない旨の市長の認定を申請することができる。

2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、その申請に係る2以上の施設が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

(1) 当該2以上の施設の主要な出入口が1の道路のうち道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第1項の規定により自転車の通行が禁止されている部分（連続する区域の部分に限り、日を限定して通行が禁止されているものを除く。）その他これに類するものとして市長が当該2以上の施設相互間の移動が当該1の道路を徒歩で通行することによりおおむね行われると認める道路の部分に接する場合

(2) 当該2以上の施設が、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第6条及び第7条の規定による商店街振興組合の地区その他これに類するものとして市長が認める地区内にあり、かつ、その主要な出入口が当該地区内の道路に接する場合

3 第1項の認定を受けた2以上の施設については、当該2以上の施設を1の施設とみなして第4条から第7条まで、第9条、第11条、第12条、前条、第17条並びに第20条第3項及び第4項の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	別表第1（あ）欄に掲げる用途に供する施設で施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が同表（い）欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該施設	第14条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る施設（以下「認定施設」という。）
	ため、	ため、当該認定施設（この条例の施行の日から起算して6月を経過した日（この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。）前に着工された新築、増築又は改築の工事により設置された部分（以下「不適用部分」という。）を除く。）の別表第1（あ）欄に掲げる用途に応じて
	新築しようとする施設	当該認定施設のいずれかの施設（以下「当該いずれかの施設」という。）
	その敷地内又は当該施設 （当該施設	当該いずれかの施設の敷地内又は当該いずれかの施設 （当該認定施設のすべての施設
第4条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
第5条	施設（以下「混合用途施設」という。）の新築（次条第3項に規定する場合を除く。）につい	認定施設（以下「混合用途認定施設」という。）については、第14条第3項の規定により読み

	ては	替えられた次条第3項の場合を除き
	前条	第14条第3項の規定により読み替えられた前条
	当該混合用途施設	当該混合用途認定施設
第6条第1項	施設面積が	施設面積（市規則で定めるところにより算定する当該用途に供されている面積をいう。以下同じ。）が
	施設の新築（次項及び第3項に規定する場合を除く。）については	認定施設については、第14条第3項の規定により読み替えられた次項及び第3項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第6条第2項	前項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項
	施設の	認定施設の
	ものの新築（次項に規定する場合を除く。）については	ものについては、第14条第3項の規定により読み替えられた次項の場合を除き
	当該施設	当該認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
第6条第3項	混合用途施設	混合用途認定施設
	施設の新築	もの
	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
	当該施設	当該混合用途認定施設
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条

第7条	別表第1(あ)欄に掲げる用途に供する施設	認定施設
	施設(この条例の施行の日から起算して6月を経過した日(この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して6月を経過した日。以下「適用日」という。)前に着工された新築又は増築等の工事により設置された部分(以下「不適用部分」という。))	認定施設(不適用部分)
	第4条	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条
	前2条	第14条第3項の規定により読み替えられた前2条
	当該施設	当該認定施設
第9条	施設	認定施設
	第4条から前条までの規定(以下「附置義務規定」という。))	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第11条並びに第12条第1項及び第2項	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第12条第3項	前2項	第14条第3項の規定により読み替えられた前2項
第13条各号列記以外の部分	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第13条第1号	氏名)	氏名)並びに自転車駐車を設

		置しようとする者が複数である場合におけるこれらの者の代表者の氏名（法人が代表者となる場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）
第13条第3号	新築又は増築等をしようとする施設	認定施設
第13条第6号	前各号	第2号、第4号及び前号並びに第14条第3項の規定により読み替えられた第1号及び第3号
第17条	附置義務規定	第14条第3項の規定により読み替えられた第4条から第7条までの規定
第20条第3項	第13条第1項	第14条第3項の規定により読み替えられた第13条第1項
第20条第4項	前3項	第14条第3項の規定により読み替えられた前項

（認定の取消し）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、前条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の認定を受けた者が、同条第3項の規定により読み替えて適用される第4条、第7条、第12条又は第17条の規定に違反したとき

(2) 前条第1項の認定を受けた者のいずれかから認定の取消しの申出があったとき

2 市長は、前条第1項の認定を受けた施設が滅失その他の事情により同項の要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

第14条 - 第16条 省 略
第16条 第18条

（措置命令）

第17条 市長は、第4条、第7条、第8条、第12条又は第15条の規定に違反した者に対して、相
第19条 第17条

当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 - 3 省 略

(罰 則)

第18条 省 略

第20条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料
第18条

の提出をした者

(2) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第18条

3 - 4 省 略

(施行の細目)

第19条 省 略

第21条

別表第1 (第4条関係)

省	略
---	---

備考

1 この表において、「遊技場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和23年法律第122号) 第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行うための施
第4号 第5号

設をいう。

2 - 11 省 略